

認定調査員研修実施要綱

1 目的

認定調査に従事する者が要介護認定及び要支援認定(以下、「要介護認定等」という。)における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を習得・向上させることを目的とする。

2 実施主体

北海道(以下、「道」という。)とし、道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課(以下、「道高齢者保健福祉課」という。)及び必要に応じて、各総合振興局又は振興局(以下、「総合振興局等」という。)が実施することとする。

なお、道高齢者保健福祉課が実施する本研修の運営については、運営事務局として実施能力があると認められる団体等に委託することができるものとする。

また、市町村(広域連合を含む。以下同じ。)が実施する研修で、8の承認を得たものに限って、道が直接実施した研修と同等とみなす。

3 対象者

新規に認定調査に従事する者及び認定調査に従事することが予定されるもの並びに認定調査に従事している者とする。

4 研修内容及び研修方法

(1) 新規に認定調査に従事する者及び従事することが予定される者に対する研修(以下、「新規研修」という。)

ア 要介護認定等に関する基本的な考え方について

要介護認定等手続の一連の流れ、要介護認定等基準の基本的な考え方、要介護認定等基準時間の設定方法、一次判定の基本的な考え方、二次判定の方法とその基本的考え方等

イ 認定調査の実施方法について

認定調査に関する総括的な留意事項及び調査方法、個別項目に関する定義、調査上の留意点及び選択肢の判断基準、認定調査票の記入方法等

ウ 事例検討

- ・調査結果を記載する際に判断に迷った場合の記載の仕方
- ・特記事項の適切・不適切な記載の仕方
- ・同一の高齢者について複数の認定調査員が実施した調査結果の比較

(2) 既に認定調査に従事している者に対する研修(以下、「現任研修」という。)

ア 認定調査の留意事項について

イ 事例検討

- ・調査結果を記載する際に判断に迷った場合の記載の仕方
- ・特記事項の適切・不適切な記載の仕方
- ・同一の高齢者について複数の認定調査員が実施した調査結果の比較

(3) 新規研修と現任研修の共通部分について、同時に実施することは差し支えない。

5 開催時期

(1) 新規研修 必要に応じ開催する。(年1回以上)

(2) 現任研修 必要に応じ開催する。(年1回以上)

6 研修時間

(1) 新規研修 4時間以上

(2) 現任研修 2時間以上

7 講師

道職員並びに認定調査に関する知識及び経験を有する市町村職員等とする。

8 市町村が実施する場合の事前協議

- (1) 市町村は様式 1 により事前に所管の総合振興局等に協議し、承認を得るものとする。
- (2) (1)の協議があった総合振興局等は、研修の時間数・内容・講師などについて審査し、その結果適当と認められる場合、承認するものとする。

9 実施状況等の報告

(1) 研修終了後の報告

各総合振興局等及び委託団体は、研修終了後速やかに様式 1 及び様式 2 を道高齢者保健福祉課へ提出する。

なお、市町村が実施した場合は、研修終了後速やかに様式 1 及び様式 2 を各総合振興局等へ提出し、各総合振興局等はその写しを道高齢者保健福祉課へ提出するものとする。

(2) 各年度の実績報告

各総合振興局等及び委託団体は、様式 5 を翌年度 4 月末までに道高齢者保健福祉課へ提出するものとする。

10 修了証明書の交付等

(1) 新規研修を修了した者に、研修修了証明書の発行を行うものとする。

(2) 修了証明書は別紙に基づき、研修を実施する総合振興局等及び道高齢者保健福祉課が作成するものとする。

作成に当たっては、以下の内容に留意する。

ア 修了証明書は原則 A 4 サイズとする。

イ 修了番号は、別紙に示す保健所番号の後にハイフンをつけ修了番号を記載する。

(例 第〇〇-××××号)

ウ 発行年月日は研修終了日とする。

エ 委託団体が研修を実施した場合は、道高齢者保健福祉課が作成するものとする。

11 研修修了者の登録

(1) 各総合振興局等

研修修了者について、研修実施年月日、修了証明書番号、氏名、生年月日、介護支援専門員証番号、事業所又は施設名、職種を記載した「研修終了者名簿」を作成し、各総合振興局等において管理するものとし、写しを道高齢者保健福祉課に送付する。

(2) 道高齢者保健福祉課

道高齢者保健福祉課が実施した研修の修了者について、「研修終了者名簿」を作成し、各総合振興局等から送付された名簿とあわせて管理する。

なお、委託団体が研修を実施した場合は、道高齢者保健福祉課が実施した研修と同様に扱う。

12 教材

道高齢者保健福祉課で示すテキストの他に、必要に応じ各総合振興局等及び委託団体が作成したものを使用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から適用する。

<別紙>

第〇〇－〇〇〇〇号
認定調査員研修修了証明書
氏名
生年月日
あなたは、令和〇〇年度（20〇〇年度）認定調査員新規研修を修了したことを証します。
令和 年 月 日
北海道〇〇保健所 所長 〇〇〇〇 印 (北海道〇〇総合振興局（振興局）保健環境部長) (北海道〇〇総合振興局（振興局）保健環境部〇〇地域保健室長)

- (1) 修了番号は、別表に定める保健所コードを記載しハイフンのあとに番号を定めること。
記載例 渡島保健所の場合 第02-0014号
- (2) 原則、様式はA4再生紙とする。
- (3) 別表

01	江差保健所	10	浦河保健所	19	紋別保健所
02	渡島保健所	11	静内保健所	20	北見保健所
03	八雲保健所	12	岩見沢保健所	21	網走保健所
04	倶知安保健所	13	滝川保健所	22	富良野保健所
05	江別保健所	14	深川保健所	23	帯広保健所
06	千歳保健所	15	上川保健所	24	釧路保健所
07	岩内保健所	16	名寄保健所	25	根室保健所
08	室蘭保健所	17	稚内保健所	26	中標津保健所
09	苫小牧保健所	18	留萌保健所	27	高齢者保健福祉課